

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1				第1章	総則	1				第1章	総則	
1	1			第1節	総則	1	1			第1節	総則	
1	1	1		1-1-1	適用	1	1	1		1-1-1	適用	
1	1	1	2	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、予算決算及び会計令(平成30年6月6日改正 政令第183号)(以下「予決算」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	2	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。 また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、予算決算及び会計令(令和元年6月改正 政令第44号)(以下「予決算」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	2		1-1-1-2	用語の定義	1	1	2		1-1-1-2	用語の定義	
1	1	2	2	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(平成29年6月改正法律第45号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、土木工事にあつては主任監督員及び監督員、港湾工事及び空港工事にあつては主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1	1	2	2	2. 総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(令和元年5月改正法律第16号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、土木工事にあつては主任監督員及び監督員、港湾工事及び空港工事にあつては主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	2	44	44. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。	1	2	2	44	44. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。	「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について(国土交通省事務次官通達令和2年〇月〇日)に伴う修正
1	1	2	45	45. 検査職員	検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	1	1	2	45	45. 検査職員	検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について(国土交通省事務次官通達令和3年〇月〇日)に伴う修正
						1	1	2	50	50. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文の追加
1	1	2	50	50. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	2	51	51. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表記修正
1	1	2	51	51. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	2	52	52. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	表記修正
1	1	2	52	52. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	1	1	2	53	53. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	表記修正
1	1	2	53	53. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	2	54	54. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表記修正
1	1	2	54	54. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	2	55	55. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表記修正
1	1	2	55	55. SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	2	56	56. SI	SIとは、国際単位系をいう。	表記修正
1	1	2	56	56. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	2	57	57. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表記修正
1	1	2	57	57. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	2	1	58. JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	JIS名称変更に伴う修正
1	1	4		1-1-4	請負代金内訳書及び工事費構成書	1	1	4		1-1-4	請負代金内訳書及び工事費構成書	
1	1	4	3	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目または小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。	1	1	4	3	3. 工事費構成書	受注者は、請負代金額内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目または小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。	諸基準類の改定に伴う修正

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	6		1-1-6	施工計画書	1	1	6		1-1-6	施工計画書	
1	1	6	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	6	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前 又は施工方法が確定した時期 に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	条文の追加
1	1	7		1-1-7	承諾図書	1	1	7		1-1-7	承諾図書	
1	1	7	2	2. 受注者の責務	承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務(瑕疵担保責任等)が免責又は軽減されるものではない。	1	1	7	2	2. 受注者の責務	承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。	民法改正に伴う修正
1	1	8		1-1-8	承諾済の承諾図書	1	1	8		1-1-8	承諾済の承諾図書	
1	1	8	1		工事請負契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第21条、第22条1項及び第43条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。						工事請負契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第22条、第23条1項及び第44条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	14		1-1-14	工事着手	1	1	14		1-1-14	工事着手	
1	1	14			受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、 特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	1	1	14			受注者は、特記仕様書に 工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	条文の修正
1	1	15		1-1-15	工事の下請負	1	1	15		1-1-15	工事の下請負	
1	1	15			受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。	1	1	15			受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。	
1	1	15	1	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	15	1	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	15	2	(2)	下請負者が、工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、当該工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の指名停止措置期間中でないこと。	1	1	15	2	(2)	下請負者が、工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、当該工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の指名停止措置期間中でないこと。	
1	1	15	3	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	15	3	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、 下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	改正品確法第8条 (受注者等の責務)を反映
1	1	16		1-1-16	施工体制台帳	1	1	16		1-1-16	施工体制台帳	
			3	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。				3	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、 監理技術者補佐 、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	諸基準類の改定に伴う修正 建設業法26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を設置する場合に名札の着用を義務づける。 () 書きは今年度限りの記載
						1	1	17		1-1-17	受発注者間の情報共有	
											受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	条文の追加
1	1	17		1-1-17	受注者相互の協力	1	1	18		1-1-18	受注者相互の協力	
1	1	18		1-1-18	調査・試験に対する協力	1	1	19		1-1-19	調査・試験に対する協力	
1	1	19		1-1-19	工事の一時中止	1	1	20		1-1-20	工事の一時中止	
1	1	20		1-1-20	設計図書の変更等	1	1	21		1-1-21	設計図書の変更等	
1	1	21		1-1-21	工期変更	1	1	22		1-1-22	工期変更	

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	21	1	1. 一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	1	1	22	1	1. 一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	21	2	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	22	2	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	21	3	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	22	3	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	21	4	4. 工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	22	4	4. 工期の延長	受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	21	5	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	22	5	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	22		1-1-22	支給材料及び貸与品	1	1	23		1-1-23	支給材料及び貸与品	
1	1	23		1-1-23	工事現場発生品	1	1	24		1-1-24	工事現場発生品	
1	1	24		1-1-24	建設副産物	1	1	25		1-1-25	建設副産物	
1	1	25		1-1-25	監督職員による確認及び立会等	1	1	26		1-1-26	監督職員による確認及び立会等	
1	1	25	5	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。	1	1	26	5	5. 遵守義務	受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	26		1-1-26	数量の算出	1	1	27		1-1-27	数量の算出	
1	1	27		1-1-27	完成図書及び施工図	1	1	28		1-1-28	完成図書及び施工図	
1	1	28		1-1-28	発注者による完成図書等の使用	1	1	29		1-1-29	発注者による完成図書等の使用	
1	1	29		1-1-29	品質証明	1	1	30		1-1-30	品質証明	
1	1	30		1-1-30	工事完成検査	1	1	31		1-1-31	工事完成検査	
1	1	30	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	31	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	30	6	6. 修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	1	1	31	6	6. 修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	31		1-1-31	既済部分検査等	1	1	32		1-1-32	既済部分検査等	
1	1	31	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	1	1	32	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	31	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	32	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	31	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	32	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	32		1-1-32	技術検査	1	1	33		1-1-33	技術検査	
1	1	33		1-1-33	部分使用	1	1	34		1-1-34	部分使用	
1	1	33	1	1. 一般事項	発注者は、契約書第33条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係る部分について工事完成前に部分使用できるものとする。	1	1	34	1	1. 一般事項	発注者は、契約書第34条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係る部分について工事完成前に部分使用できるものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	34		1-1-34	施工管理	1	1	35		1-1-35	施工管理	
1	1	34	3	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	35	3	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	
1	1	34	3		なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	1	1	35	3		なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	
1	1	34	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け道発372号道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け国道利38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	1	1	35	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け道発372号道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け国道利38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	34	7	7. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	35	7	7. 労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条 (受注者等の責務)を反映
		35		1-1-35	履行報告			36		1-1-36	履行報告	
		36		1-1-36	工事関係者に対する措置請求			37		1-1-37	工事関係者に対する措置請求	
1	1	37		1-1-37	工事中の安全確保	1	1	38		1-1-38	工事中の安全確保	
1	1	37	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)及び作業船団安全運行指針((社)日本海上起重技術協会)を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	38	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」及び「JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	37	3	3. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	1	1	38	3	3. 建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	37	15	15. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法(平成30年7月改正法律第78号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	39	15	15. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	37	16	16. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	38	16	16. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	38		1-1-38	爆発及び火災の防止	1	1	39		1-1-39	爆発及び火災の防止	
1	1	39		1-1-39	事故報告書	1	1	40		1-1-40	事故報告書	
1	1	40		1-1-40	環境対策	1	1	41		1-1-41	環境対策	
1	1	41		1-1-41	環境対策	1	1	42	1	1-1-42	環境対策	
1	1	41	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	42	6	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	
1	1	41	6		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	42	6		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
1	1	41	6		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	42	6		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	42		1-1-42	文化財の保護	1	1	43		1-1-43	文化財の保護	
1	1	43		1-1-43	交通安全管理	1	1	44		1-1-44	交通安全管理	
1	1	43	1	1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	1	1	44	1	1. 一般事項	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	
1	1	43	1		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	1	1	44	1		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	43	4	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	44	4	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	43	12	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	44	12	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	44		1-1-44	施設管理	1	1	45		1-1-45	施設管理	
1	1	44			受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	1	1	45			受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	45		1-1-45	諸法令の遵守	1	1	46		1-1-46	諸法令の遵守	
1	1	45	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	1	1	46	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
1	1	45			なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	46			なお、主な法令は以下に示す通りである。	
1	1	45		(1)	会計法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(1)	会計法（令和元年5月改正 法律第16号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(2)	建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(5)	労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）	1	1	46		(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(6)	作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	46		(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(10)	健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）	1	1	46		(10)	健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(11)	中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(11)	中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	46		(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	46		(13)	出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(15)	道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	46		(15)	道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(16)	道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(16)	道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(17)	道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）	1	1	46		(17)	道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(21)	海岸法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(22)	港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）	1	1	46		(22)	港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(25)	航空法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(25)	航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(29)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	46		(29)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	
1	1	45		(30)	火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）	1	1	46		(30)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(36)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）	1	1	46		(36)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(41)	測量法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	46		(41)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(42)	建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	46		(42)	建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(49)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	46		(49)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(53)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	46		(53)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(54)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	46		(54)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(55)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	46		(55)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(58)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	46		(58)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(59)	漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）	1	1	46		(59)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(61)	空港法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	46		(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(67)	職業安定法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	46		(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(68)	所得税法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	46		(68)	所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(69)	水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	1	1	46		(69)	水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(70)	船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）	1	1	46		(70)	船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(72)	電波法（平成30年5月改正 法律第24号）	1	1	46		(72)	電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号）	1	1	46		(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	諸基準類の改定に伴う修正

機械工事共通仕様書(案)新旧対比表 令和2年3月版

章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	45		(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号）	1	1	46		(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(80)	警備業法（平成30年5月改正 法律第33号）	1	1	46		(80)	警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	45		(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	46		(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	諸基準類の改定に伴う修正
1	1	46		1-1-46	官公庁等への手続等	1	1	47		1-1-47	官公庁等への手続等	
1	1	47		1-1-47	施工時期及び施工時間の変更	1	1	48		1-1-48	施工時期及び施工時間の変更	
1	1	48		1-1-48	工事測量	1	1	49		1-1-49	工事測量	
1	1	49		1-1-49	提出書類	1	1	50		1-1-50	提出書類	
1	1	50		1-1-50	不可抗力による損害	1	1	51		1-1-50	不可抗力による損害	
1	1	50	2	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	1	1	51	2	2. 設計図書で定めた基準	契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	50	3	3. その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	51	3	3. その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	工事請負契約書の改定に伴う修正
1	1	51		1-1-51	特許権等	1	1	52		1-1-52	特許権等	
1	1	52		1-1-52	保険の付保及び事故の補償	1	1	53		1-1-53	保険の付保及び事故の補償	
1	1	53		1-1-53	臨機の措置	1	1	54		1-1-54	臨機の措置	
1	1	54		1-1-54	管理記録の整理	1	1	55		1-1-55	管理記録の整理	
1	1	55		1-1-55	創意工夫	1	1	56		1-1-56	創意工夫	